

議員提出議案第 10 号

辺野古沖における船舶転覆事故を踏まえた海上活動の安全対策及び監督体制の強化を求める意見書

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 8 年 3 月 24 日

提出者 高 良 宗 矩

賛成者 仲 間 均

〃 仲 嶺 忠 師

〃 東内原 とも子

〃 友 寄 永 三

〃 長 山 家 康

〃 伊良部 和 摩

〃 登野城 このみ

〃 新 里 裕 樹

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

海上活動の安全対策及び監督体制の強化を求めるため。

辺野古沖における船舶転覆事故を踏まえた海上活動の安全対策及び監督体制の強化を求める意見書

令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において船舶の転覆事故が発生し、修学旅行中の高校生を含む尊い命が失われるという、極めて痛ましい事案が発生した。

亡くなられた方々に対し、心より哀悼の意を表するとともに、負傷された方々の一日も早い回復を願うものである。

本件事故においては、波浪注意報が発令されていた状況下での出航や、当該船舶が法令に基づく登録を受けていなかったことが指摘されており、海上活動における安全管理体制及び法令遵守の在り方について重大な課題が浮き彫りとなった。

また、教育活動の一環として実施された修学旅行において、十分な安全の確保が担保されないまま海上活動が行われた可能性があることは、看過できない問題である。

さらに、こうした危険性が指摘され得る海上活動について、沖縄県としてその実態をどの程度把握し、どのような指導・監督を行ってきたのかについては、極めて重要な検証が求められる。

結果として重大事故に至った以上、従来の監督体制及び安全管理が十分に機能していたのか、強い疑念を抱かざるを得ない。

よって、本市議会は、本件事故を重く受け止め、再発防止と安全確保の徹底を図るため、国及び沖縄県に対し、下記事項について強く要請する。

記

- 1 海上活動における安全管理体制の徹底について
気象状況の判断基準を明確化し、注意報・警報発令時における出航基準の厳格な運用を徹底すること。
- 2 船舶運航に関する法令遵守の徹底について
海上運送法等の関係法令に基づく登録・許可の有無について、関係機関による指導・監督を強化し、無登録での運航が行われることのないよう徹底すること。
- 3 教育旅行等における安全確保の強化について
修学旅行等における海上活動については、実施主体（学校・旅行会社等）に対し、運航事業者の適格性及び安全体制の確認を義務付けるなど、安全確保のためのガイドラインを強化すること。
- 4 沖縄県における監督責任の検証及び体制強化について
危険性が指摘され得る海上活動の実態把握及び指導・監督の在り方について早急に検証を行い、再発防止に向けた実効性ある監督体制の構築を図ること。
- 5 関係機関の連携強化について
海上保安庁、地方自治体、教育機関、観光事業者等の関係機関が連携し、事故防止のための情報共有及び指導体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

石垣市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、国土交通大臣、海上保安庁長官、
沖縄県知事